

令和8年度 泉佐野市立小学校特認校児童募集要項

1. 趣旨

この要項は、泉佐野市立小学校特認校設置要綱第6条に基づき、特認校の児童の募集方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 対象となる学校と定員

学校名	定員等
大木小学校	・1学年の児童数は、通学区域等の児童を含め16名までとする。 ・支援学級については、通学区域等の児童を含め4名までとする。
佐野台小学校	・通学区域等の児童数に基づくクラス数内の定員までとする。 ただし、支援学級については、現在の支援学級のクラス数に限る。
第三小学校	・通学区域等の児童数に基づくクラス数内の定員までとする。 ただし、支援学級については、現在の支援学級のクラス数に限る。

(注) 特認校では、当該校の通学区域等の児童数と定員との差を募集する。

3. 入学等の条件

- (1) 保護者は、自らの責任と負担において、当該の児童を通学させること。
- (2) 保護者は、学校見学・説明会等を活用し、当該校の教育活動などについて十分理解した上で協力ができること。
- (3) 原則として卒業までの間、通学すること。
- (4) その他、教育委員会並びに当該校の指示に従うこと。

4. 入学等の手続き

(1) 申し込み方法

保護者は「特認校（入学・転学）申請書（様式第1号）」及び「通学経路図（様式第2号）」を教育委員会（学校教育課）に提出する。

用紙は、下記の「問い合わせ先」で配付する。

(2) 申し込み期間

毎年度、別に定めるものとする。

(3) 入学等の決定

- ・面談 教育委員会及び学校は、申請に基づき保護者及び児童と面談を行う。
(12月中に実施。日時、場所等は事前に連絡する。)
- ・決定 教育委員会より保護者へ特認校（入学・転学）許可書（様式第3号）または不許可通知書（様式第4号）をもって通知をする。
(12月末日までに保護者へ通知する)

(4) 入学等の決定における配慮事項

入学等の希望者が定員を超えた場合は、面談終了後、公開抽選とする。ただし、兄弟姉妹関係を優先して決定する。

(5) 入学等の取消

入学等の申請に虚偽があった場合、また、趣旨に添わない事実が生じた場合は、入学等を取り消すことがある。

5. 転学について

(1) 市外からの場合

①転学手続きの日に認める場合

(事前に転学手続きが完了し、転学を許可された者)

転居以前に特認校への申請、面談を終えた者は、転学手続きの日に転学を認める。

②転学手続きから期間をおいて認める場合

(転学手続きが完了していない者)

転居に伴い転学手続きをする時点において、転学手続きが完了していない者は、転学手続きの日から2週間以内に申請することができる。なお、面談については、別途通知する。また、転学が許可されるまでは、指定校に通学するものとする。

(2) 市内からの場合

認めない。

6. 卒業後の進路

中学校は、保護者の希望により特認校の校区の中学校に引き続き入学することができる。また、希望がない場合は住所地の通学区域にある中学校とする。

☆問い合わせ先

泉佐野市教育委員会 学校教育課 (泉佐野市役所 3階)

電話 072-463-1212 (内線2331)

泉佐野市立大木小学校 泉佐野市大木1443

電話 072-459-7344

泉佐野市立佐野台小学校 泉佐野市東佐野台1-1

電話 072-464-0935

泉佐野市立第三小学校 泉佐野市旭町4-6

電話 072-462-0560